鶴岡市立朝暘第四小学校「いじめ防止基本方針」

令和５年４月２１日改定

１　はじめに

いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」，「どの子供も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち，すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で，様々な活動に意欲的に取り組み，一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう，いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では，家庭・地域社会・関係諸機関との連携のもと，いじめの未然防止及び早期発見に取り組み，いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため，このいじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義と基本的な考え方

（１）いじめの定義

> いじめとは，「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
>
> （いじめ防止対策推進法第２条）

＜いじめの定義の確認＞　「山形県いじめ防止基本方針」より（平成29年11月改定）

① けんかやふざけ合いであっても，児童生徒の感じる被害性に着目し，該当するか否かを判断する。

② 好意で行った行為が，相手に苦痛を感じさせてしまった場合も，いじめに該当する。ただし，いじめという言葉を使わずに，柔軟に対応することも可能。

＜いじめの解消＞（少なくとも，次の①と②の要件を満たす必要がある。）

①「いじめに係る行為が止んでいること」
　被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも３ヶ月以上）。

②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

（２）いじめの態様

① 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
② 仲間はずれ，集団による無視をされる。
③ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
④ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，けられたりする。
⑤ 金品をたかられる。
⑥ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをする。
⑨ その他

※「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要である。

（３）いじめの基本認識

① いじめはどの児童にも，どの学校・どの学級にも起こり得るものである。

② いじめは人権侵害であり，人として絶対に許される行為ではない。
③ いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く，発見しにくい。
④ 「いじめはいじめられる側にも問題がある」という見方は誤った考え方である。
⑤ いじめの態様は様々であり，刑法等に抵触する犯罪となることもある。
⑥ いじめは教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
⑧ いじめは学校，家庭，地域などが一体となって取り組むべき問題である。

３　いじめ防止のための取り組み

学校教育目標

「思いやりの気持ちと学ぶ意欲を持ったたくましい子ども」の育成
めざす子ども像　「優しく」相手の気持ちを思いやる子ども
「賢　く」自他の考えを深める子ども
「たくましく」健康で主体的に活動する子ども

基本的にこの学校教育目標に込められた思いやこの目標を達成するために設定した経営方針や指導の重点，各学年・各校務分掌の実践を根底・基本にすることにより，いじめ防止につながると考え，全職員・児童で目標達成に努力することを第一とする。

合わせて，いじめに対しては，**「いじめる子もいじめられる子も出さない」**を合い言葉にして，本校教育活動を俯瞰し，いじめ防止のための取り組みとして，重点化・関連づけ，組織化を下記のように設定する。

（１）教職員による指導について

① 児童に対して，校長や教職員が全校集会や学級活動などで，年度始め及び日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との気概を持つと共に，雰囲気を学校全体に醸成していく。
② いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で，共通理解を図っていく。
③ 一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進め，授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。
④ 教職員の言動が児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導のあり方に細心の注意を払う。

（２）児童に培う力とその方策

① 培う力
・相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る感性（共感的人間関係）
・児童が円滑な他者とコミュニケーションを図る能力
・ストレスを適切に対処する力（ストレスを生きるエネルギーに変える力）
・援助希求力（助けを求める，相談できる力　自己決定）
・自尊感情の高揚（自己有用感，自己肯定感，自己存在感）

② そのための方策
・つながる力の育成
（人間関係構成力の育成　ＳＳＴの積極的導入　Ｑ－Ｕの活用）
・道徳の授業や人権教育を通して，自他を愛する心を育て，「いのちの教育」を推進し，道徳的実践力の向上を図る。
・総合的な学習の時間，読書活動・体験活動などの推進，栽培活動の充実
・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくり（算数の TT，めあてとふりかえり）

・一人一人が活躍できる集団づくり（なかよしグループ活動）
・他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定（児童会活動，ふれあい交流など）
・主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験の機会の設定（鍛える視点，嫌なことは嫌と言える勇気）
・社会参画活動，地域関連行事の推進（体育祭，地区運動会，学習発表会）

（３）いじめ防止のための組織（法２２条；必置）と具体的な取り組み

① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，下記関係者からなる**「朝四小いじめ防止対策委員会」**を置く。

■校内職員：校長，教頭，教務主任，副教務主任，生徒指導主任，養護教諭，特別支援コーディネーター，該当担任，当該学年主任
□ＰＴＡ関係者：会長１，副会長３
□校外関係者：学校医，子ども見守り隊，民生児童委員，市内および地域内教育関係機関の職員等
（□印は必要に応じて参集いただく。）

② 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い，下記の具体的取り組みを行う。

・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成･実行･検証･修正等
・いじめの相談・通報の窓口としての対応
・いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録**【５年保存】**
・いじめの情報の迅速な共有，関係児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応
・年間計画

４月	児童理解研修 心のアンケート	１０月	
５月	個人面談	１１月	いじめアンケート Ｑ－Ｕアンケート 面談ウィーク
６月	いじめアンケート Ｑ－Ｕアンケート 面談ウィーク	１２月	Ｑ－Ｕ研修会
７月	Ｑ－Ｕ分析 不登校・Ｑ－Ｕ研修	１月	
８月		２月	いじめアンケート
９月	個人面談 心のアンケート	３月	個人面談

（４）児童の主体的な取組

児童会によるあったか言葉の奨励や児童自らがいじめなどの校内の課題について主体的に考え，安心できる児童会にするための取り組みを推進する。

（５）家庭・地域との連携

保護者懇談会，家庭訪問，学校（学級）だより等を通して，いじめ問題について，家庭や地域に対し，問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図る。

特に携帯・スマホやパソコン・ゲーム機によるインターネット関連のいじめ問題に対しては，家庭・地域と連携・協力した対策を推進する。

４　早期発見の在り方【いじめ見逃しゼロ】

（１）見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

①　日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，アンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に児童の情報交換，情報共有を行い，危機感を持っていじめを認知するよう努める。（全教職員による児童理解研修会；毎月実施）

②　定期的なアンケート調査や個別面接の実施，また，日常の観察による声かけを実施し，個別の状況把握に努める。（いじめのアンケート；年２回，教育相談；年４回，Ｑ－Ｕテスト；年２回，生徒指導定期調査；年３回）

③　休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり，個人ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり，家庭訪問の機会を活用したりする。

④　「いじめ発見のチェックリスト」を活用する。

（２）相談窓口などの組織体制

①「朝四小いじめ防止対策委員会」が，いじめの相談・通報の窓口として対応していることを児童・保護者に周知する。

②　定期的に体制を点検し，児童及びその保護者，教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

③　教師は「口が固い」「話しやすい」「全力で守る」の三原則をもって対応する

④　児童の個人情報については，対外的な取扱いの方針を明確にし，適切に扱う。

⑤　保護者との面談はできる限り複数教員で対応する。

（３）地域や家庭との連携

①　学校と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制の活用。（家庭訪問，地域懇談会，見守り隊対面式，民生児童委員情報連絡会など）

②　家庭との情報交換の機会の活用（毎日の連絡帳，保護者との教育相談期間；年４回，いじめアンケート；年２回，学校評価アンケート；年１回）

５　いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

（１）素早い事実確認と報告・連絡・相談

①　発見・通報を受けた場合には，速やかに組織的に対応する。

②　いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止め，事実確認を行い，いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも，関係職員へ連絡し，以後の見守りに生かす。

③　児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し，いじめの疑いがある行為には，早い段階から的確に関わりを持つ。その際，いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分に配慮する。

④　いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において，いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から，ためらうことなく警察署と相談して対処する。

なお，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察署に通報し，適切に援助を求める。

（２）発見・通報を受けての組織的な対応

① 発見，通報を受けた教職員は学年団で情報を共有した上で，校内の「いじめ防止対策委員会」の窓口である教頭に報告する。教頭はいじめ防止対策委員会の必要なメンバーを招集し組織的対応を図る。その後は，当該組織が中心となり，速やかに事実の有無の確認を行う。

② その結果を受け，いじめの態様を判断した上で学校の設置者（市教委）に報告する。同時に，被害・加害児童の保護者にも連絡し，事後の対応に当たる。

③ いじめの態様に応じ，対応のあり方を検討する。

（３）被害者への対応及びその保護者への支援

① いじめられた児童から，事実関係の聴取を行う。その際，いじめられている児童には十分に配慮をする。また，児童の個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

② 家庭訪問等により，可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。また，できる限り不安を除去するとともに，事態の状況に応じて，複数の教職員の協力の下，当該児童の見守りを行う等，いじめられた児童の安全を確保する。

③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し，寄り添い支える体制の構築を図る。また，安心して学習や生活ができるよう，必要に応じていじめた児童を別室において指導する等，よりよい環境の確保を図る。

　また，状況に応じて，心理や福祉等の専門家，教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

④ いじめが解決したと思われる場合でも，継続して３ヶ月以上十分な注意を払い，折りに触れ必要な支援を行う。

（４）加害児童及びその保護者への対応

① 教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童を指導する。その際，社会性の向上等，児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

② しっかりと事実関係の聴取を行い，いじめが確認された場合，複数の教職員が連携し，必要に応じて心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て，再発の防止を図る。

　また，事実関係を聴取したら，迅速に保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。

③ いじめた児童への指導に当たっては，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。

　なお，いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該児童の安心・安全，健全な人格の発達に配慮する。

　また，児童生徒の個人情報の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて，心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下，特別の指導計画による指導のほか，警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をする。

④ 教育上必要があると認めるときは，学校教育法第 11 条の規定に基づき，適切に，児童に対して懲戒を加えることも検討する。

　なお，状況に応じて出席停止制度の活用については十分に鶴岡市教育委員会と協議をする。

（５）集団へのはたらきかけ

① 全ての児童が，集団の一員として，互いを尊重し，認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

② 特に，いじめを見ていた児童に対しては，自分の問題として捉えさせ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

（６）ネットいじめへの対応

① ネット上の不適切な書き込み等については，直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合，警察署や法務局等と連携し，プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど，必要な手立てを講じる。なお，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察署に通報し，関係機関と連携して迅速に対応する。

② ＳＮＳ，携帯メール等を利用したいじめについては，校内における情報モラル教育を進めるとともに，保護者の役割・責任について学級懇談会で話題にしたり研修会を開いたりして，積極的に理解を求めていく。

③ 学校においては，様々な教育活動の機会を活用して「マナーを守って使う」「リスクを知り，快適に利用する」など，主体的に正しい行動をするスキルを身に付けるデジタル・シティズンシップ教育の充実に努める。

（７）新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等の未然防止

① 教職員一人一人が，新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持ち，基本的な感染症対策を含めた対応について理解するとともに，児童に対しては，発達段階に応じた指導を行う。

② 児童からの差別やいじめ等の相談に関しては，「朝四小いじめ防止対策委員会」を活用し，組織的に対応する。

③ 感染者やその家族及び接触者等に対する偏見や差別が生じないよう，関係者の人権に十分配慮する。

④ 新型コロナウイルス感染症についての保護者等の理解が深まるよう，機会を捉えて周知・啓発を行う。

※いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

正確な実態把握 →

○ 当事者・周りの児童から聞き取り，記録する。
○ 個別に聴取する。
○ 関係教職員と情報を共有し，正確に把握する。
○ ひとつの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する。

指導体制・方針 →

○ 指導のねらいを明確にする。
○ 全教職員の共通理解を図る。
○ 対応する教職員の役割分担を考える。
○ 教育委員会，関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援 →

○ いじめられた児童を保護し，心配や不安を取り除く。
○ いじめた児童に，相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で，「いじめは許されない行為だ」という意識を持たせる。

保護者との連携

○ 直接会って，具体的な対策を話す。
○ 協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

○ 継続的に指導や支援を行う。
○ カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
○ 心の教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営を行う。

６　重大事態への対処

（１）調査組織の設置と調査の実施

いじめにより，当該児童の「生命，心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき，又，いじめにより，当該児童が「相当の期間（年間３０日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき，重大事態への対処，発生防止に資するため，下記の第三者による調査組織を設け，適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事態の意味と想定されるケース＞

〇いじめにより，当該児童生徒の「生命，心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

・児童が自殺を図った場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　等

〇いじめにより，当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・年間３０日（目安）の欠席があった場合
　→市教委に報告・相談する目安は，病気やけがなどの正当な理由がなく７日以上連続して欠席している場合とする。

※児童生徒や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には，十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

＜組織の構成＞

※校内の「いじめ防止対策委員会」を母体としつつ，鶴岡市教育委員会及び庄内教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

（具体的な調査組織の構成員については鶴岡市教育委員会の指示を仰ぐ）

〇弁護士
〇精神科医
〇学識経験者
〇心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
〇当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

（２）校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は，以下の通りとする。

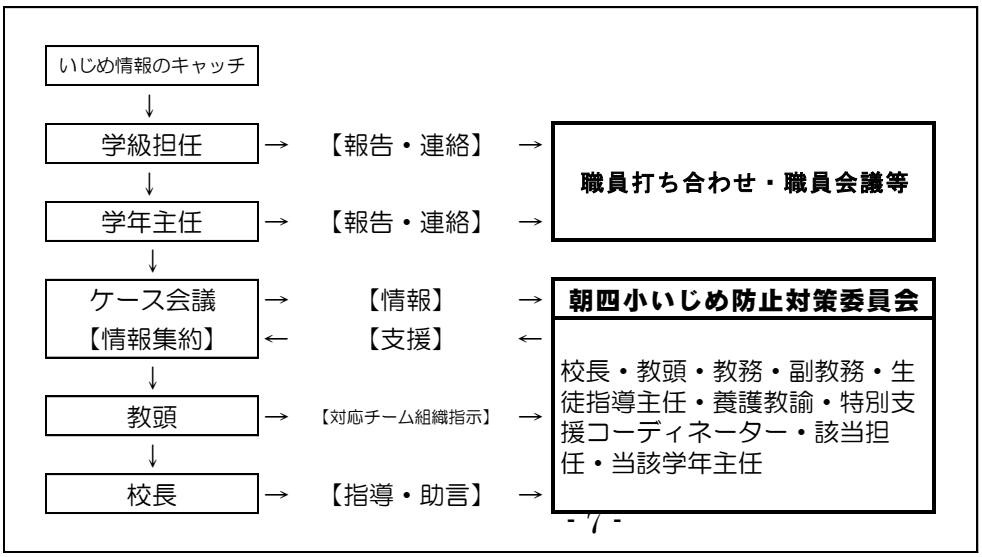

（３）重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係，その他の必要な情報等について，素早く鶴岡市教育委員会を通じて鶴岡市長へ報告する。

（４）外部機関との連携

重大事案に係る事実関係の調査，及び事後対応，発生防止等については，必要に応じ鶴岡市教育委員会，鶴岡警察署，児童相談所，庄内教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

７　教育相談体制・生徒指導体制

（１）教育相談体制と活動計画

① 「いじめのアンケート」「Ｑ－Ｕテスト」の実施，それを受けた「児童との個人面談」を通し，児童の心の声を拾いあげ，いじめの問題の未然防止，早期発見，早期対応に努める。

② 毎週１回の打ち合わせや定例の職員会議で，児童理解のために各学年より問題行動等の実態を出し合い，情報を密に交換し，共通理解のもとに指導にあたるようにする。

③ 担任，養護教諭，特別支援教育部，生徒指導部等の連携により，教育相談体制を機能させる。

（２）生徒指導体制と活動計画

① 児童にとって実感のともなう活動ができるよう，どの活動においても価値付けを行い指導する。

② 指導方針の共有,「児童を全職員で育てる」という組織的指導を常に意識して指導, 支援にあたる。

８　校内研修

（１）いじめの理解，組織的な対応，指導記録の生かし方等に関する研修計画

① 児童理解研修として，いじめに係る研修を年間計画に位置づけ，いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。

② 特に「道徳の授業」の充実,「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め，いじめの問題の未然防止に努める。

９　学校評価

（１）いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価において，その目的を踏まえて，いじめの問題を取り扱う。この際，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，いじめの実態把握や対応が促されるよう，児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。

特に，取組状況の評価を重視し，３か月以上の経過観察により，いじめが解消していることを確実に見届け，その期間の取組を評価する。

また，評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

（２）地域や家庭との連携

年度始ＰＴＡ総会，学級懇談会や学校だより等において，いじめに係る学校基本方針やその取組，学校評価の結果等についてお知らせし，いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

（３）校内におけるいじめの防止等に対するＰＤＣＡサイクル等

① いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき，常に組織的な対応による，いじめの問題の未然防止，早期発見，早期対応の取組を徹底し，その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。

② 学期末の反省会議において，いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし，全教職員で共通理解を図る。

③ 「３　いじめ防止のための取り組み」を徹底するために，チェックリストを作成し共有する。
※県調査集計と連動するエクセルシートの活用

１０　いじめの防止に資する教育活動全体を通じた取り組み（道徳教育の推進）

（１）朝四小道徳教育全体計画

① 本校の道徳教育重点目標を設定し，重点内容項目を焦点化する。

② いじめ防止に直結する内容項目については，「道徳の時間」と「特別活動」「各教科」において具体的な指導を行うことができるように，その関連性を明示する。

（２）朝四小道徳教育全体計画別葉

① 朝四小道徳教育全体計画を具現するための「道徳教育全体計画別葉」を学年別に作成し，重点内容項目の指導を行う４つの場を明示する（「特別の教科道徳の時間」「特別活動」「各教科」「地域・家庭との連携・関連する活動」）。

１１　その他

（１）なかよしグループ活動による自己有用感，自己肯定感の育成

なかよしグループによる清掃活動や異学年交流，全校縦割り活動等を通し，児童の自己有用感，自己肯定感を育成し，いじめの問題の未然防止に努める。

（２）校務の効率化

教職員が児童と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため，一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織的体制を整えるなど，校務の効率化を図る。

（３）学校基本方針に対する保護者，地域住民，関係機関等の参画

朝四小いじめ防止基本方針を，ＰＴＡ総会・学校ホームページ等で周知する。

（４）いじめの悩みを相談できる外部機関

２４時間子供SOSダイヤル　0120－0－78310　　または　023－654-8383
教育相談ダイヤル　023－654-8181（山形県教育センター）
ふれあいホットライン　023－630-2876　（生涯学習振興室）
鶴岡市教育相談センター　0235－23－9351

※　本基本方針の策定にあたっては，国のいじめ防止基本方針・県及び鶴岡市いじめ防止基本方針（令和５年４月改定）を参考にした。